

(別紙)

住 所 長野県長野市中御所 1-24-4

名 称 長野県石油商業組合

中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 67 条の規定により、次のとおり業務改善を命じる。

令和 8 年（2026 年）2 月 10 日

長野県知事 阿部 守一

1 命令の内容

- (1) 公正取引委員会が長野県石油商業組合（以下「県石商」という。）北信支部に対して行った排除措置命令（令和 7 年 11 月 26 日付け令和 7 年（措）第 14 号、以下「排除措置命令」という。）の主文に示された内容に真摯に対応すること。
- (2) 県石商として、今回の事態を重く受け止め、二度と同様の行為を繰り返さない団体となることで、県民の信頼回復を図るため、以下の事項を含む改善計画を策定し、その概要を会見等により積極的に公表し、県民への説明責任を果たすとともに、県石商全体のガバナンスの確立、コンプライアンスの遵守、再発防止策の着実な実行を進めること。
- ア 公正取引委員会が県石商に対して行った申入れにあった事項については、継続して適切に実施すること。
 - イ 外部専門家の理事・監事への登用や理事会の構成など組織の望ましいあり方を検討し、組織運営の客観性と透明性を確保すること。
 - ウ 定款の監事の通常の職務に業務の状況調査を追加することを検討し、違反行為の未然防止に努めること。
 - エ コンプライアンス委員会は外部委員を増やし、客観性と透明性を高めた運営体制の整備に努めること。
 - オ 専門家によるコンプライアンス研修を定期的に実施すること。
 - カ 公益通報対応体制が実効的に機能するよう、組合員、労働者等に継続的に教育・周知すること。
 - キ 法第 71 条で準用される中小企業等協同組合法第 104 条の規定による長野県知事に対する不服の申し出について組合員に周知すること。

2 命令を行う理由

令和 7 年 11 月 26 日、公正取引委員会が石商北信支部に対し、独占禁止法の規定に基づき排除措置命令を、支部加盟のガソリンスタンド事業者の一部に対し、課徴金納付命令を行った。また、同日、公正取引委員会は、県石商本部が北信支部による独占禁止法違反行為を取りや

めさせることなく、事実上、容認していたと認定し、独占禁止法違反行為を容認することがないよう、また、同様の違反行為が行われることがないよう、県石商へ具体的な申入れを行った。

これに対し、県石商本部は、事実上容認したものと認められるとの公正取引委員会の指摘については認識の違いであると主張しており、説明責任を果たし、信頼回復を行っているまでとは言えない。

加えて、県が県石商に対して法第 92 条による報告の徴収を行ったところ、組織として整備すべきガバナンスの確立、コンプライアンスの遵守及び再発防止策について必要な対応が行われていないことが認められた。

このことにより、県石商は、法 67 条の業務改善命令の要件に規定する「組合の業務が法令に違反」、「組合の運営が著しく不当」に該当するため。

3 実施期限及び報告先

上記 1 (2) について、採った措置の内容を、令和 8 年 3 月 27 日（金）までに文書にて長野県産業労働部産業政策課あてに提出すること。

その後、改善内容の実施が完了するまで、その実施状況を 3 か月ごとに報告するとともに、重要な措置については速やかに報告すること。

なお、県に提出する報告内容については、中小企業等協同組合法第 74 条第 1 項第 1 号（以下「中協法の規定」という。）により石商への指導を行う長野県中小企業団体中央会あてにも提出すること。

4 その他

(1) 業務改善の実施及び進捗状況は、中協法の規定により引き続き、県と長野県中小企業団体中央会が連携して確認、指導していく。

(2) この命令に違反した場合には、法第 107 条の規定による罰則があるとともに、法第 69 条 3 項の規定による解散があることに留意すること。